令和２年８月２８日

第１回補助金等審議会資料１

伊予市

補助金等の取り扱いに関するガイドライン

令和２年４月

伊予市

目　次

１　はじめに …… １

２　補助金に関する基本情報 …… ２
（１）補助金等の定義
（２）補助金等の分類及びガイドラインの適用範囲
（３）分類別の補助金における現状と課題

３　具体的な補助基準 …… ７

４　具体的な補助見直し基準 ……１１

1　はじめに

伊予市は、平成 17 年４月に新「伊予市」としてスタートし、まもなく 15 年を迎えます。平成 17 年３月末に 41,082 人だった人口は、平成 30 年度末に 37,177 人（※住民基本台帳による）と人口減少が進み、同時に少子高齢化が進行している状況です。一方、市の財政については、歳入の約３割を占める地方交付税のうち、普通交付税が令和３年度には合併当時に比べて１割以上圧縮される見通しであり、歳出についても団塊の世代の高齢化に伴う社会保障関係費の増加や、子育て施策の推進に伴う増加が見込まれ、歳入・歳出両面で一層厳しい状況になることが予想されます。

補助金等の交付に当たっては、補助対象経費等にばらつきがあり、合併前の旧市町の補助制度がそのまま引き継がれるなど不均衡な実態が見受けられたことから、合併後に策定した伊予市集中改革プランに基づき、平成 18 年 11 月に「補助金等の見直し基準」を策定しました。この基準に基づき、翌平成 19 年度から補助金等審議会を３年間開催し、個々の補助金の見直しを行いました。

しかしながら、その後見直しをする機会を持たず、依然として各課で規定する要綱で運用し、補助金交付については各課の判断となり、公正な判断とは言い難い部分も見受けられます。

平成 29 年４月には、平成 29 年度から令和３年度を取組期間とする「第３次伊予市行政改革実施計画」を策定し、行政、市民がそれぞれ当事者意識を持った協働の取組を行う行政改革を着実に推進することとしました。

この実施計画では「補助金の再検証」として、補助金制度は自治体が政策目的を達成する手段として一層重要な役割を担うとし、限られた予算をいかに有効に使い、より高い効果を上げるか、これまで以上に知恵を絞っていく必要性があるとしています。

全庁的に統一的な基準を設け、適正に事務を遂行するため本ガイドラインを策定し、ガイドラインに従い、補助金等の交付に関する有効性や公平性、透明性を確保するとともに、補助金のあり方を再確認することにより、交付事務の適正化を図ることとします。

２　補助金に関する基本情報

（１）補助金等の定義[1]

補助に関しては、地方公共団体の運営に関する事項を定めた地方自治法において、以下のとおり定められています。

> 地方自治法第 232 条の２
>
> 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

市は、公益の追求のために事務を行っていますが、市以外の者が行っている事務・事業の中にも公益に資するものがあり、この様な事務・事業に対して積極的に支援することは、市の行政目的を達成する上において有益であることから、公益上必要がある場合には、寄附又は補助をすることができると規定しています。補助金の一般的な性格として、以下の内容が挙げられます。

①相当の反対給付を受けないものであること。
②交付を受けた相手が利益を受けるものであること。
③交付された金銭について使途が特定されるものであること。

市が考える補助とは、行政と協働し、または自主的に公益的な事業を行うことに対して支援をすることです。補助金の原資は、市民等から徴収された貴重な税金で賄われていることから、補助金の必要性、成果を重視した市民ニーズに応える事業に対して補助すべきと考えます。

本ガイドラインでは、一般会計予算歳出科目 18 節[2]「負担金、補助及び交付金」から支出する経費のうち、補助金、交付金、助成金、奨励金又はこれに類するものを「補助金等」として取り扱うこととします。補助金等の性質別に分類し、要綱の制定や見直し、また補助金等そのものの見直しの必要性などを見

1 一般的な補助金等の考え方については、第一法規の実務用語解説を参考にしています。
2 令和２年３月末までは 19 節となります（地方自治法施行規則の改正によるもの）。

直した上で、執行することとします。なお、負担金、補助及び交付金は一般的に以下のとおり区分されます。

負担金…特定の事業について、市が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するもの

補助金…特定の事業、研究等を育成、助成するために、市が公益上必要があると認めた場合に対価なく支出するもの

交付金…団体あるいは組合等に対し、市の事務を委託する場合、当該事務処理の報償（役務の提供等に対する代償）として支出するもの

（2）補助金等の分類及びガイドラインの適用範囲

補助金等は支出の目的や性質が異なるため、ガイドラインを設定するに当たり、交付の内容ごとに分類する必要があります。そこで、補助金等振り分けのフローチャートを用い、各補助金を表の小分類に当てはまる項目に分類します。

大分類	小分類	説明
制度的補助金	1.制度的補助金（国・県等）	国・県等の制度に基づいて補助するもの（例：木造住宅耐震診断業務補助金）
	2.制度的補助金（市）	市の条例・規則に基づいて補助するもの（例：企業立地促進奨励金）
協調的補助金	3.協調的補助金	県や他市町との協議により補助するもの（例：愛媛県市長会負担金）
施策的補助金	4.施策的補助金（個人）	社会情勢や少子高齢化対策等、施策的判断等により個人に対して補助するもの（例：予防接種費補助金）
	5.施策的補助金（団体）	行政目的を達成するため、市が主体的に取り組む事業又は関与すべき事業に対して、また当該事業を主として行う団体等の運営に対して、全額又は一部を補助するもの
	6.施策的補助金（事業）	
奨励的補助金	7.奨励的補助金	公益性があると認められる特定の事業、また当該事業を主として行う団体の運営に対して補助するもの
その他	8.その他	上記のいずれにも該当しない補助

本ガイドラインにおける見直し対象については、原則太枠で囲んだ範囲とし、制度的補助金、協調的補助金及び施策的に個人に給付する補助金は除くものとします。ただし、補助金交付要綱の整備、チェックシートの提出、また透明性の確保のための公開（概要を含みます。）は全ての補助金等に適用するものとし、補助金支出の適正化を図ります。

補助金等振り分けのフローチャート

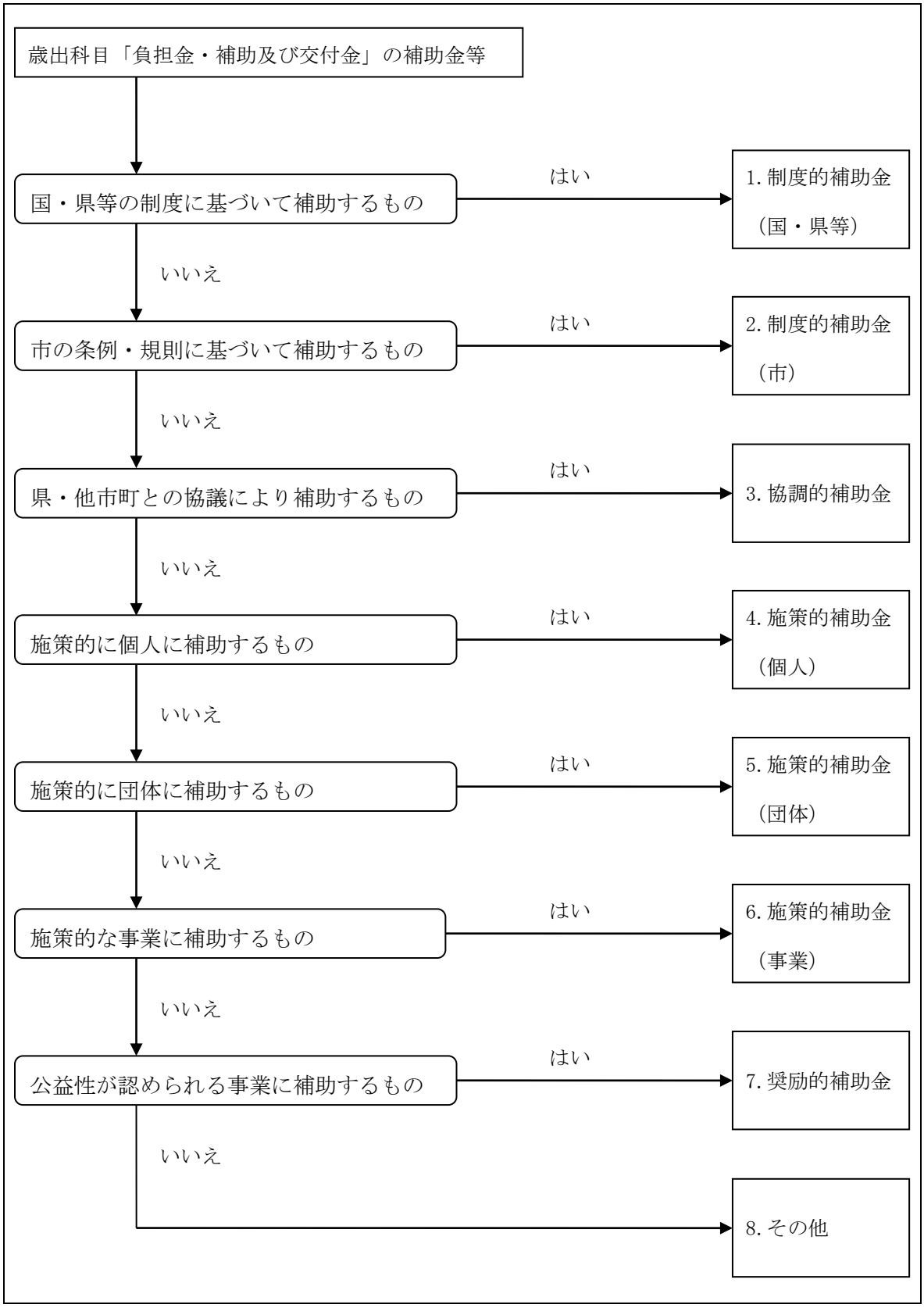

（3）分類別の補助金における現状と課題

ここではガイドライン適用範囲の補助金の現状と課題について記載します。

施策的補助金（団体）

本来市が主体的に取り組む事業や関与すべき事業に関し、団体等の活動や事業の目的が合致しており、公益性があると認めた上で、団体等の運営に必要な経費を補助するものです。

団体の運営基盤が弱い段階の支援措置として支援するものであり、団体が自立するまでの一定期間に限るべきではありますが、補助金が長期化している団体も多く見受けられること、また補助基準があいまいになっていて、実績や効果に対する検証、評価もないまま既得権化している事例が見受けられます。

施策的補助金（事業）

団体と同様、市が主体的に、または関与すべき事業（公益性があると認める事業）に関し、当該団体等が行う個別の事業に必要な経費の一部を補助するものです。

イベントや事業など、団体等が主体的に行うことにより、市の活性化につながっている一面がある一方、イベント等の慣例化や運営団体の固定化が起こり、結果として補助の長期化・既得権化につながっている事例が見受けられます。

奨励的補助金

団体等が行う事業において、地域の特色ある活動や文化の継承など、公益性があると認められる特定の事業に必要な経費の一部を補助するものです。

様々な団体が活動を行っている中で、局所的、また特定のものにだけ補助が行われている事例が見受けられ、必ずしも公平性が保たれているとは言えないものも含まれています。

その他

どの振り分けにも属さないものであり、合併以前から引き続き補助をしている事業の中には、当時は公益性が認められたものの、その後補助金が温存され、具体的な補助基準や対象範囲、補助率があいまいなものも見受けられます。

改めて補助金の必要性や基準の見直しなど整理が必要と思われます。

３　具体的な補助基準

補助金の定義のとおり、これまで公益上必要があるとして所管課が予算計上を行い、議会で認定された後に補助金等の支出を行っておりましたが、公益上必要であるかどうかの認定は自由裁量行為ではなく、客観的にも公益上必要であると認められる必要があります[3]。また、補助金等が公的な財政支援であることを踏まえると、財政上の余裕、公益の程度、その必要性及び効果等を十分検討した上で支出しなければなりません。補助を必要とする団体に対し、生きたお金として補助金等を活用するためにも、交付要綱を制定（改正）するに当たっては以下の点に留意し、その他必要事項を加えるものとします。

当面ガイドラインに沿った運用を行いますが、交付手続や予算執行の適正化を図るため、早期に補助金等交付規則の制定を行うものとします。また、客観的に公益上必要があること、交付した交付金等の使途が特定される必要があることから、公開を前提として、以下の項目に留意することとします。

○ 補助金等交付規則（要綱）の整備に当たっての留意点

・趣旨…補助金の必要性や目的、効果などを規定する。

・補助対象事業…対象となる事業内容を明確に規定する。

・補助対象経費…対象となる経費を明確に規定する。

・補助金額…補助率や補助単価など、明確に規定する。

・執行手続…補助金等の申請を受けるときから、変更や中止も含め、支払いまでの手続や手順を明確に規定する。

○ 執行手続に係る資料について（令和２年度申請補助金から適用）

・申請に当たって、事業計画書（報告書）、収支予算書（決算書）は、例示する項目の記入を原則（様式は問わない）とし、申請者に提出を求めること。

・申請受付済みの場合は、不足する必要事項の提出を求めること。

○ 予算編成時に当たっての留意点（令和３年度当初予算から適用）

・担当課は、個々の補助金に対し、次ページの補助金等チェックシートを作成の上、財政課に提出する。

---

3 実例・昭和 28 年 6 月 29 日　自行発 186

補助金等チェックシート

作成者　　作成日

1　補助金の概要

所管部課	部		○課○局○所○室	
事業コード、予算名				
補助金名				
補助金の性質別分類	□制度的補助金(国・県) □制度的補助金(市)	□協調的補助金 □施策的補助金(個人)	□施策的補助金(団体) □施策的補助金(事業)	□奨励的補助金 □その他
補助の根拠(法令名・要綱名等)				
補助開始年度				
交付先				
交付先の分類	○外郭団体　○各種団体　○市民(個人)　○その他（　　）			
補助の対象となる事業内容				
補助の目的				
期待される効果				
効果の目安	設定指標(KPI)	基準値(　　年度)	目標値(　　年度末)	
積算根拠(補助額の算定方法)				
補助対象経費の内容(具体的に記入)				
交付方法	○補助金額確定後　○概算交付⇒精算		前年度返還(参考)	○有　○無
交付希望金額	補助希望金額①			
	財源内訳	一般財源	国	県	その他
補助率(%)	補助対象経費②		補助対象経費に占める補助金の割合(①／②%)	
参考データ(事業補助団体の前年度実績)	収入総額		積立金等	
	支出総額		今年度への繰越金	
	前年度補助実績		(上記のうち)前々年度からの繰越金	
補助金の終期設定	補助金基準年度	年度	終期の性質	○終期が法令等で定まっているもの ○終期年度(原則3年)に見直すもの
	終期年度	年度		

2　所管部課としての考え方

①必要性	・事業の目的・内容が市民ニーズに応えているか。真に補助すべきものか。 ・同一事業(団体)への継続支援の必要性があるか。	○非常に高い ○やや高い ○やや低い	説明	
②公益性	・不特定多数の利益の実現を図るものか。 ・採算性等により民間事業者では実施されない事業か。	○非常に高い ○やや高い ○やや低い	説明	
③有効性	・補助金額に見合う効果が十分に期待できるか。 ・委託や直接執行よりも補助によることが政策目的の実現にとって最適か。	○非常に高い ○やや高い ○やや低い	説明	
④公平性	・その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 ・交付先は適正・公平に決定されているか。	○非常に高い ○やや高い ○やや低い	説明	

事業計画書（例）

補助事業名	
事業の目的	
事業の内容	
見込まれる事業効果	
備　　考	

※ 見込まれる事業効果は必ず記入のこと。

収支予算書（例）

1　収入　　単位：円

科目	予算額	うち補助事業分	摘要
合計			

2　支出　　単位：円

科目	予算額	うち補助事業分	摘要
合計			

※ 科目の欄は、団体等で必要に応じ区分すること。

※ うち補助事業分は、補助対象経費とすること。

事業報告書（例）

補助事業名	
事業の目的	
事業の内容	
事業効果（成果）	
備　　考	

※ 事業効果（成果）は必ず記入のこと。

収支決算書（例）

1　収入　　単位：円

科目	決算額	うち補助事業分	摘要
合計			

2　支出　　単位：円

科目	決算額	うち補助事業分	摘要
合計			

※ 科目の欄は、団体等で必要に応じ区分すること。

※ うち補助事業分は、補助対象経費とすること。

※ 摘要の欄は可能な限り詳しく説明すること。

４　具体的な補助見直し基準

新たな補助金等のあり方を踏まえつつ、以下の基本的な考えから、常に補助金の見直しを進めるものとします。

（１）事業費への移行

補助金等の交付は、本来事業費を対象に補助されるべきであり、「公益上必要がある場合」に限り支出が許されるものであることから、補助対象事業を明確に限定し、補助の効果、必要性を事務事業評価等により検証します。

（２）施策的補助金（団体）のあり方

（１）のとおり、補助金は公益事業に対する財政的支援という考え方から、施策的補助金（団体）についても、補助の対象となる経費の範囲を定め、終期を設定した上で成果を判断し、団体の自立運営を目指し、段階的に削減します。

補助金の既得権化を防止し、社会情勢の変化に対応した事業内容への見直しを適時適切に行うため、原則３年ごとに判断し、基準の見直しを行います。

（３）補助事業の情報公開と説明責任

公平性、透明性、公益性の確保の観点から、補助事業の情報を広く市民に公開するとともに、事業の目的、内容、効果など市民に積極的に説明します。

ホームページの公開のみならず、広報やその他の媒体を活用し、補助事業者等の自覚を促し、より高い事業の成果を目指します。

（４）予算への反映

補助金等チェックシートを活用し、効果が薄れているものや補助の目的が達成されたものは廃止、縮小し、必要な補助に回せるよう、常に事業の効果を検証します。

また、本来市が主体となって実施すべき業務の性格を持つ補助金は委託事業として整理し直すなど、適正な支出とします。

（５）定期的な見直し

社会状況の変化を考慮し、定期的に要綱の見直しを行います。また、補助金等審議会による定期的な審議を行い、補助金支出、運用管理の適正化を図ります。